

## 習志野市福祉問題審議会【令和元年度第3回】

日 時：令和元年1月30日（木）午前10時00分～

場 所：習志野市庁舎1階会議室

委員出席者：海竇嘉胤委員（会長）、豊崎哲也委員、高橋君枝委員、矢作郁江委員、  
阿部友理委員、伊東くに江委員

（欠席：田所喜美子委員、越智桂委員、宮内宏和委員、伊藤奈津子委員）

事務局出席者：菅原優健康福祉部長、松岡秀善健康福祉部次長、  
大竹博和健康福祉政策課長、竹口正樹健康福祉政策課係長、  
小澤由香こども部長、小平修こども部次長、  
佐々木博文こども政策課長、齊藤洋介こども保育課長、  
芹澤佐知子児童育成課長、北田順一ひまわり発達相談センター所長、  
三代川昌弘こども政策課係長

議 事：開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 審議

（1）習志野市第2期地域福祉計画（最終案）について  
（健康福祉政策課）〔説明～質疑〕

（2）習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画  
第3期計画（最終案）について（こども政策課）〔説明～質疑〕

（3）習志野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）  
（最終案）について（こども政策課）〔説明～質疑〕

第4 協議

（1）小規模保育事業所の設置認可について（こども政策課）

第5 報告

（1）ライフサポートファイルの運用開始について（ひまわり発達相談  
センター）

第6 その他（事務連絡等）

閉会

資 料：習志野市第2期地域福祉計画（最終案）

地域福祉計画（案）に対する第2回福祉問題審議会からの意見と対応

パブリックコメント「習志野市第2期地域福祉計画（案）」にいただいたご意見  
と市の考え方（案）

習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画（案）に  
対するパブリックコメント実施の結果について（案）

習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画(最終案)

習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)(案)に対するパブリックコメント実施の結果について(案)

習志野市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)(最終案)

ライフサポートファイルの令和2年4月からの運用開始について

習志野市福祉問題審議会【令和元年度第3回】 議事録

発言者	議題・発言内容及び決定事項
海寶会長	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p style="text-align: center;">議 事</p> <p>本会議は6名以上の出席が成立要件となっているが6名出席している。よって本会議は成立した。</p> <p>本会議は習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき、原則公開である。ただし、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮ることの了承を得る。</p> <p>本日の内容については、非公開事項になると思われる案件がないため、傍聴者は定員に達するまで、注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入退室を認める。非公開となった際は指示に従っていただく。</p> <p>日程第1 会議録の作成等</p> <p>会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載し、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開において公開することについて諮り、了承を得る。</p> <p>日程第2 会議録署名委員の指名</p> <p>高橋委員の指名について諮り、了承を得る。</p>
大竹健康福祉政策課長	<p>日程第3 審議（1）習志野市第2期地域福祉計画（最終案）について</p> <p>それでは、習志野市第2期地域福祉計画（案）について説明させていただく。審議事項1の資料「地域福祉計画（案）に対する第2回福祉問題審議会からの意見と対応」をご覧いただきたい。</p> <p>まず10月31日に開催した福祉問題審議会でもいただいた意見についてであるが、1番の民生委員・児童委員の定数については、改選後の204人に修正、4番の地域での見守り活動については、民生委員について明記されていなかったため、追記した。</p> <p>2番及び5番については、本計画が福祉の理念や方向性を示す計画であることから、具体的な内容は個々の分野の計画に委ねること、また3番については、すべての市民が自分の意思を大事に、主体的に社会に参加、活動していくことを目指していることから、修正は加えないこととした。</p> <p>次に資料の「パブリックコメント「習志野市第2期地域福祉計画（案）」にいただいたご意見と市の考え方（案）」をご覧いただきたい。</p> <p>パブリックコメントについては、11月15日（金）から12月20日（金）までの36日間で実施し、いただいた意見は、2人の方から16件である。</p> <p>1番の人権や権利意識について、及び4番の地域共生社会の実現に向けた方</p>

向性等への意見については、本計画に取り組みが記載されていることから、その旨、市の考え方を記載している。

3番の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画については、この2つの計画が、相互に補強・補完し合いながら、事業を展開するものとする関連イメージとしてわかりやすく記載したことから修正を加えないこととした。

13番及び14番については、社会福祉協議会の一般会員等についての質問であるため、社会福祉協議会に内容を確認し公表する予定である。

次に2番の自助、共助、公助の発想が現実と乖離しているという意見については、家族や地域内での人間関係の希薄化した状況が顕著に表れている状況だからこそ、かつての家族や地域内での相互の助けあいが重要となっていることを「策定の趣旨」を修正し、明記した。修正箇所としては、1ページの下から8行目、「このような人々の暮らしや社会構造が変化する中、孤立せず、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人のつながりを再構築するための体制整備が求められています。そのためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族による「自助」、地域や関係団体による「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。」と記載した。

5番及び6番は、庁内体制の構築であるにも関わらず、体制の構築についての記述がないという意見である。

9ページ(1)の表題を「庁内体制の構築」から「庁内の推進体制」とし、内容にあった表題に修正した。

7番から10番は評価システムの構築及び計画の進捗管理についての意見である。

評価システム(評価方法)については、9ページ「計画の進捗管理」の部分に、本計画においては、PDCAサイクルに従い、成果の達成状況及び事業の進捗状況の検証による進捗管理を行う旨を記載した。

また、9ページ(2)社会福祉協議会との連携の強化については、社会福祉協議会からの事業評価・報告を受け、本市の理念を踏まえた事業運営の推進を支援すること、また、本計画と地域福祉活動計画との整合性を図るため、社会福祉協議会の地域福祉活動推進委員会に、委員として本市職員が参加し、事業推進の連携を図る旨を記載し、内容を修正した。

次に11番の町会・自治会等の加入率、12番の自主防災組織の組織率を算出する分母を明記することについての意見である。

町会・自治会等の加入率、自主防災組織の組織率ともに市内の世帯数であることから、26ページ、表中に全世帯数を追記した。

15番及び16番は、地域包括ケアシステムが高齢者福祉における重要な施策であることから、明確に明記すべきであるとの意見である。

地域包括ケアシステムについては、本市においても高齢者福祉の施策に位置付けていることから、47ページ上から3つ目の○に明記するとともに、49ページの(ウ)を追記した。

	<p>次に、これまで説明した福祉問題審議会及びパブリックコメントでのご意見をいただき修正したもの以外として、</p> <p>計画（案）の50ページの施策の考え方○の2つ目及び52ページの（ア）にICTの利活用を追記した。ICTとは、「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指すものである。ICTを活用した医療・介護・教育・子育て支援などの情報発信やサービスの提供が期待されており、その利活用に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>64ページをご覧ください。</p> <p>福祉団体・事業者等が取り組むことの○の4つ目に、「生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつながるとともに、地域で支えるための取り組みを検討します。」については、「市民が取り組むもの」から「福祉団体・事業者等が取り組むもの」に修正した。</p> <p>また、69ページの第2期計画にあたっての○の1つ目、施策の考え方○の1つ目及び71ページの（イ）に多様性（ダイバーシティ）を追記した。多様性（ダイバーシティ）とは、性別や価値観、年齢、性格、障がいなど、あらゆる違いを受入れ認め合うことである。</p> <p>前回の審議会において提示した内容との主な変更点は、文言整理を除き以上である。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いしたい。</p>
海寶会長	<p>只今の説明について、質問等あるか。</p> <p>特になければ、修正の通りとする。</p>
佐々木こども政策課長	<p>審議（2）習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画（最終案）について</p> <p>本計画については、前回のこの審議会でご審議いただき、パブリックコメント案を取りまとめ、令和元年11月15日から12月20日の期間でパブリックコメントを実施した。これに合わせて11月16日・17日の両日で市内の6公民館にて説明会を実施した。パブリックコメントでは、4名から7件のご意見をいただいている。本日はこのパブリックコメントあるいは、説明会でいただいたご意見とそれに対する回答について、特に計画に反映させたものを中心に、ご説明させていただく。</p> <p>資料の1ページ目をご覧ください。まず左側の通し番号1番、保育所の再編について、「いずれはすべての保育所が私立化されるのか。医療ケアなど特別な対応が必要な子どものためにも一定数の市立保育所は残すべきではないのか。」というご意見である。これに対する市の考え方としては、将来的に乳幼児人口が減少する中で、市立の保育園はこども園に集約していく方針であり、特別な支援が必要な子どもについては、セーフティネットとしての役割も担う市立こども園で教育・保育を実施していく方針である。</p>

続いて通し番号2番、こども園の整備について、「藤崎幼稚園と藤崎保育所の統合は仕方ないが、藤崎幼稚園をこども園化することは、小学校の躯体への影響、調理室・駐車場の設置、登下校と送迎の動線など、無理があるのではないかと考える。藤崎保育所のこども園化が妥当だと思う。」という意見である。こちらについての市の考え方としては、整備手法及び工事期間中の安全確保、送迎車と登下校児童の動線の区分などの課題については、来年度以降に開始する予定となっている設計業務の中で教育委員会を始め関係部局と連携を図り、具体的な整備計画を十分に検討し、解消していきたいと考えている。なお、待機児童対策として、幼稚園をこども園化する計画としている。

続いて2ページ目、通し番号4番「こども園ありきの政策を見直してほしい。短時間児、長時間児と生活の時間が違う子どもたちを一つのクラスで保育させる状況について、異質に感じる。長時間児が昼寝の準備をする中、短時間児に帰りの準備をさせて帰らせる。こども園のメリットは財政優遇しか説明がない。保護者などからこども園のメリットを聞き出してから進めるべきである。」という意見である。これに対する市の考え方としては、地域の子どもたちが保護者の就労等に関係なく、同じ施設で同じ教育・保育が受けられることがメリットだと考えている。長時間児の午睡と同じ保育室での帰りの支度を行っているが、衝立等で仕切り、担任がついてそれぞれの活動ができるよう配慮している。またこども園では、毎年保護者アンケートを実施しており、園生活が楽しく充実したものになっている等、2項目に関して95%以上の方にほぼ達成できているという評価をいただいている。

続いて4ページ市立保育所の部分の通し番号2番、「市立保育所の私立化のメリット、デメリットをどう考えているか。」という質問である。市の回答としては、まずメリットについては、国の財源を活用して施設整備が可能となること、そして市職員を増やさずに保育定員を拡大できることである。デメリットについては、民間に移行する際、先生が一斉に変わることで子どもたちに不安を与えてしまうこと、そして移行一年目については運営が不安定になることが考えられる。これらの対策として、共同保育や引継ぎ保育を行い、スムーズな移行に向けた取り組みを行っているところである。

続いて7ページについては、多くのコメントをいただいたパブリックコメント後の計画の主な修正点を一覧で示している。修正点の一つ目、こちらは計画書の18ページになるので併せて計画書もご覧いただきたい。今回のパブリックコメントの意見の中で、こども園についての理解が不十分で不安とする意見がいくつかあったため、計画の18ページにこども園のメリットの説明として、こども園での教育・保育について保護者の方等に安心していただけるように保護者アンケートの結果を加えた。

続いて計画書の22ページ、23ページをご覧いただきたい。こちらは向山こども園、藤崎こども園の整備手法についてである。パブリックコメント等でこの整備手法について様々な意見をいただいているが、施設の整備手法の検討結果によって設計等を行うこと、そういった検討結果によって定員、機能等に

阿部委員	<p>ついて配慮、検討する旨を付け加えている。修正箇所はこちらの2箇所になる。説明は以上である。</p> <p>質問を3つしたい。</p> <p>まず1点目、説明会が開かれたということで、たくさんの貴重なご意見をいただいたようであるが、参加したのは保護者なのか、職員なのか、参加者の内訳をわかる範囲で教えてほしい。</p> <p>2点目、パブリックコメントの資料の2ページ目の6番目、幼稚園の再編計画の中の市の考え方の中に「今年度より市立こども園で3歳児教育をスタートした」と記載があるが、これを行っているのは全部の市立こども園なのか、一部なのかを教えてほしい。</p> <p>3点目、資料3ページ目の市立こども園の整備についての7番目、市立こども園の施設整備にあたり、国・県の補助金は対象となるのか、対象について教えてほしい。回答の中に「市立施設を整備する際は、国・県の補助金の対象外となる」と記載があったが、これは新設、それから整備を含めてなのか、市が建設する際はこういった補助金は対象外となるのか、民間がこども園を建てる際は助成の対象となるのか、助成の対象と対象外について教えてほしい。</p>
佐々木こども政策課長	<p>1点目の説明会の参加者についてであるが、まずこの説明会を開く前段で、すべての市立保育所・幼稚園で保護者を対象とした説明会を一度行っている。そこでの参加者は全員の保護者ではないが、基本的には全員の保護者の方に資料等も配布し、その説明会の中で参加者の方には説明したという経緯がある。またパブリックコメントで市民の方々の意見を伺うということにあたっては、詳しい説明も必要であると考え、6つの公民館で説明会を開催したが、参加者については主に地域の方々と、これから幼稚園・保育所に子どもを通わせようという保護者の方、前段の保護者向けの説明会に参加できなかった方、このような方々が中心で参加されている。人数的には、6つの公民館で53名が参加したという状況である。</p> <p>続いて幼稚園の再編のところ、3歳児教育はどのこども園で行っているかという御質問であるが、4月からすべてのこども園で3歳児教育をスタートしている。ただ初年度ということもあり、3歳児の定員数があまり多くないため、次に説明する子ども・子育て支援事業計画の中で示しているが、2つのこども園で少し定員拡大を考えている。</p> <p>最後に、こども園整備にあたっての国・県からの補助金ということであるが、市で改築あるいは建て替える場合については原則として補助金は出ない。ただし、教育の部分で耐震補強など一部補助の対象となる場合もあるが、国の方から提示されている補助金の中に様々なメニューがあり、該当するものがあれば極力使う方向であるが、基本的には補助はないと考えていただきたい。</p>
阿部委員	<p>民間は補助を頼りに建てていること等、知らなかった。</p>

<p>海寶会長</p>	<p>その他にご意見・ご質問がないようなので、このあたりにとどめる。</p>
<p>佐々木こども 政策課長</p>	<p>審議（３）習志野市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）（最終案）について</p> <p>こちらの計画についても、先程の再編計画の第３期と同様に、前回の審議会でご審議いただき、パブリックコメント案を取りまとめ、パブリックコメント及び公民館での説明会を同時に開催している。パブリックコメントについては、６名１団体から２１件の意見をいただいている。</p> <p>資料１ページ目をお開きいただきたい。通し番号３番、「高齢者の活躍の場や分野を計画に明記してほしい。」という意見に対する市の考え方であるが、ファミリー・サポート・センターやこどもセンター等の行事における地域人材の活用など、高齢者も含めた多様な主体による子育て支援や公民館で実施する寿学級、あるいは高齢者向けの講座、サークル活動等を通した子どもたちとの交流、こういったものについて計画に記載した。</p> <p>続いて通し番号６番をご覧ください。「放課後児童会の運営を企業に丸投げせず、責任を持って行ってほしい。委託化による待遇の悪化で、雇用が安定しないのではないかと。待遇悪化により、支援員の質が低下するのではないかと。委託費のうち、人件費に対する割合を決めてほしい。人員や保育内容など、運営について市が責任を持ってほしい。市の支援員の待遇を整えてほしい。」という意見である。市の考え方としては、委託の際に民間事業者に対して適切な賃金水準を保つように申し入れている。委託先の職員の勤務状況は、適宜、事業者へ提出を求めている。質の確保については、研修の受講や放課後児童相談員の巡回による助言等を行っている。市の支援員の待遇については、令和２年度より会計年度任用職員という制度が始まるため、こちらに移行することで待遇改善を図っている。</p> <p>続いて通し番号７番をご覧ください。「３歳児教育の不足は、市立幼稚園で３歳児教育を受け入れればよいのではないかと。」という意見である。３歳児教育については、新たに整備する２つのこども園と既存こども園の定員を拡大することでの対応を考えている。</p> <p>続いて６ページ目の通し番号１番、放課後子ども教室に関してであるが、「なぜ放課後子ども教室と放課後児童会を一体的に整備するのか。一体的整備では、放課後児童会と放課後子ども教室を同じ法人に委託すると聞いたが、別の法人ではいけないのか。また、一体的整備の言葉の定義がわからない。」という意見である。市からの回答としては、まず放課後児童会と放課後子ども教室はそれぞれ単独の事業であり、放課後子ども教室は登録した児童すべてが利用できるため、放課後児童会の児童も、登録すれば放課後子ども教室に利用することができ、これを市としては一体的整備と呼んでいる。同じ事業者へ委託することで、それぞれの事業をより連携して実施できるのでないかという考えのもとに、同一法人へ委託しようという考え方である。</p> <p>続いて７ページをご覧ください。ここからはパブリックコメント後の修</p>



正点で主なものについて説明させていただく。修正に関しては、11月20日に開催された、習志野市市民協働子ども発達支援推進協議会からの意見も踏まえたものである。

最初に習志野市市民協働子ども発達支援推進協議会からの意見であるが、資料の計画書の2ページ、49ページ、55ページ、61ページ、69ページ、75ページの文言を少し変更している。これに関しては同協議会より、発達支援の観点から文言に関する意見をいただき、記載のとおり修正している。

次にパブリックコメント等による修正点、資料7ページ上から5項目目、計画書で言うと61ページを併せてご覧いただきたい。放課後の居場所づくりの7行目、「放課後児童会との一体型を中心に、本計画期間中に11の小学校において整備を図ります。」と記載していたが、先程紹介したように一体型の意味が、放課後児童会の児童も放課後子ども教室に参加できるという仕組みと、同一事業者へ委託するという委託方法、これらがどちらも一体型ととれるような表記であったことから、運営方法の表現を“同一事業者に委託”という表現に変えてわかりやすい表記とした。併せて表の①番の運営方法というところについても、同様の修正をしている。これは一体的整備の言葉の定義がわからないという意見を受けての修正である。

次に計画書の81ページ、基本施策の102のところに地域人材の活用ということで、「公民館主催講座や、市民文化祭等では子どもたちが参加できるように工夫するほか、サークル活動の発表等を通じて交流を図ります。」という文言を追加している。これについては、「高齢者の活躍の場や分野を計画に明記してほしい。」という意見を受けて、現在も実施している事業を追加で記載するという修正をしている。

次に計画書86・87ページをご覧いただきたい。こちらは教育の必要量と確保策についてであるが、3歳児教育の定員については、令和3年度に大久保こども園で10名、杉の子こども園で15名増とすることとしている。これにつきましては、3歳児教育について公立施設でできないかという意見があった。既存こども園の定員拡大について、具体的な数字について確保策に参入するとともに、確保策としての文言を追加している。これと併せて計画書86ページの下段に公立幼稚園の今後の方向性や役割などについて、文面を追加している。これは再編計画の第3期の方でいただいた意見ではあるが、特別に支援が必要な子どもに対するセーフティネットとしての市の役割に関する意見、あるいは市立幼稚園の今後の見通しに対する意見を受けて、こちらの文言を追加した。このほかにつきましては、記載のとおりということで確認いただきたい。以上で説明を終了させていただく。

高橋委員

3歳児を受け入れ始めてどこの園も満員なのか教えていただきたい。定員拡大も考えているとの説明もあったが。

<p>小澤こども 部長</p>	<p>今年度については、まず東習志野こども園、そして杉の子こども園、そして袖ヶ浦こども園、新習志野こども園、大久保こども園、この5つの園で3歳児の受け入れを開始した。結果としては、定員を十分に満たし、施設によっては抽選を行う状況になっている。特に杉の子こども園については、実は現在5名の定員に対して20名を超えた数の申し込みがあり、こういったところを改善する必要があると考えている。そして袖ヶ浦こども園についても、22名の定員に対して30名以上の申し込みがあり、抽選となっている。</p> <p>こちらを解決するために、向山こども園、藤崎こども園での3歳児教育の実施をすることによって、袖ヶ浦こども園を希望されている方たちが分散すると考えている。そして杉の子こども園については15名増員し、現在の施設のやりくりの中で、現在の定員数と合わせて20名ほど受け入れができるような体制を整えていきたい。杉の子こども園と大久保こども園の増員については、来年度までにはしっかり整備をして、来年度は20名の定員で受け入れしたいと考えているところである。</p>
<p>海寶会長</p>	<p>その他にご意見・ご質問がないようなので、このあたりにとどめる。</p> <p>質疑応答を得て、審議事項の1から3についてはこれですべて審議を終了した。その内容について最終的に確認していきたい。(答申案の机上配付)</p> <p>審議事項の内容については委員の皆様にご理解いただいたということで最終的に当審議会の会長である私が整理をし、答申案としてまとめてみたので、ただいまより説明させていただく。</p> <p>まず審議事項1番「習志野市第2期地域福祉計画案について」(答申)を読み上げる。</p> <p>「令和元年10月31日付け健福政第103号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。「習志野市第2期地域福祉計画」(案)について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。1. 関係部署・機関との連携について。本計画の推進にあたっては、多様な主体との協働による取り組みが求められているため、情報の共有など、関係部署・機関との連携に努めていただきたい。」</p> <p>このことについて、何か意見はあるか。なければ審議事項1については答申案のとおりとする。</p> <p>次に審議事項2番「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」(案)について(答申)を読み上げる。</p> <p>「令和元年10月31日付け健福政第103号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」(案)について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容はおおむね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。1. 子どもの安全対策について。本計画は、小学校敷地内にこども園を整備する計画であり、工事期間中、開園後ともに、特に小学生の登下校の動線も考慮した安全対策の実施に努めていただきたい。」</p>

<p>佐々木こども 政策課長</p>	<p>このことについて、何か意見はあるか。なければ審議事項2についても答申案のとおりとする。</p> <p>最後に審議事項3番「習志野市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）（案）について（答申）を読み上げる。</p> <p>「令和元年10月31日付け健福政第103号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。「習志野市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容はおおむね妥当なものであると判断いたしますが、以下の意見に十分留意していただきたい。1. 関係部署・機関との連携について。本計画に掲げる事業の実施にあたっては、専門性が必要な支援や多様な主体との協働による取り組みが求められているため、情報の共有や研修の実施など、関係部署・機関との連携に努めていただきたい。2. 放課後の子どもの居場所づくりについて。本計画に掲げる放課後の子どもの居場所づくりに関する事業の実施にあたっては、地域や大学との協働などによる実施や、学習支援も含めた実施などについても検討し、質の向上に努めていただきたい。」</p> <p>このことについて、何か意見はあるか。なければ審議事項3についても答申のとおりとする。</p> <p>細やかな文言整理については会長一任とすることによろしいか。よろしければその点も付け加えさせていただく。</p> <p>日程第4 協議（1）小規模保育事業所の設置認可について</p> <p>小規模保育事業所をはじめとする地域型保育事業の設置認可については、子ども・子育て支援新制度において、市町村の認可事業となっている。また児童福祉法において、認可しようとするときは予め児童福祉審議会の意見を聴くよう定められている。このことから、福祉問題審議会において協議いただき、意見を伺うものである。本日は3つの小規模保育事業所について協議いただくが、3事業所を通して説明させていただき、その後に協議をお願いしたい。</p> <p>まず1つ目、「認可外保育施設ポピンズナーサリースクールイオンモール津田沼の小規模保育事業所への認可移行について」である。それでは申請のあった具体的な内容について説明させていただく。</p> <p>ページの1番下、①設置運営事業者については、株式会社ポピンズ。事業施設住所については、東京都渋谷区広尾5丁目6番6号 広尾プラザ5階。設置する小規模保育事業所の整備概要について、②設置予定場所については習志野市津田沼1丁目23番1号 イオンモール津田沼3階。屋外遊戯場となるさくら公園までの距離については約100メートル、子どもの歩行速度で徒歩3分となっている。3ページには施設の概要を一覧としている。主な項目について説明すると、事業の開始予定日については、令和2年4月1日を予定している。事業の種類については、小規模保育事業A型。定員は18名で、0歳児6名、1歳児6名、2歳児6名。事業対象延床面積は記載のとおりで、保育室等の必要面積は基準をクリアしている。配置する職員、開所曜日、時間は記載のとおりである。給食については、自園調理で、3歳児の進級先となる連携施設については、プレーメン津田沼保育園となる。なお、これらの記載事項については、</p>
------------------------	--

認可基準を満たすものとなっている。最後に保育方針であるが、一人一人の才能と個性を伸ばし、人間性豊かで創造性に富む人間を育成するというので、記載の4つの方針を掲げている。

次に2番目、公募による小規模保育事業所の設置であるが、今年度、本市において令和2年4月開園の2つの小規模保育事業所の設置運営事業者を公募した。その結果、複数の事業者から応募があり、習志野市小規模保育事業所設置運営事業者公募選考委員会にて選考した結果、2つの事業者が決定した。

公募1つ目は「みらいつむぎ谷津保育園」である。①設置運営事業者については、一般社団法人 絲というところで、事業施設住所については、千葉県千葉市花見川区1-19-11 田村ビル201号である。4ページ目、設置する小規模保育事業所の整備概要について、②設置予定場所については習志野市谷津5-4-8 ラムサール谷津積産ビル2Fという谷津駅前のビルとなる。屋外遊戯場となる向山1号公園までの距離については約250メートル、子どもの歩行速度で約8分程度となっている。次に5ページ、施設の概要を一覧としている。主な項目について説明すると、事業の開始予定日については、令和2年4月1日を予定している。事業の種類については、小規模保育事業A型。定員は19名で、0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名。事業対象延床面積は記載のとおりで、保育室等の必要面積は基準をクリアしている。配置する職員、開所曜日、時間は記載のとおりである。給食については、自園調理で、3歳児の進級先となる連携施設については、谷津みのり保育園、そらまめ保育園かなでの杜となる。なお、これらの記載事項については、認可基準を満たすものとなっている。保育方針等については、人間力の向上を理念とし、自己肯定感を育むことを大切にする等、記載のとおりとなっている。

次にページをめくっていただき6ページ、公募2つ目は「ひまわり保育園 Sola」である。①設置運営事業者については、ラビットポケット株式会社、事業施設住所については、千葉県習志野市大久保1-20-19 エスタシオ1Fである。設置する小規模保育事業所の整備概要について、②設置予定場所については習志野市谷津6-16-19 スマートプラン津田沼ツインビルB棟となる。屋外遊戯場については庄司が池公園までの距離については約400メートル、子どもの歩行速度で約10分程度となっている。次に7ページ、施設の概要を一覧としている。主な項目について説明すると、事業の開始予定日については、令和2年4月1日を予定している。事業の種類については、小規模保育事業A型。定員は19名で、0歳児5名、1歳児7名、2歳児7名。事業対象延床面積は記載のとおりで、保育室等の必要面積は基準をクリアしている。配置する職員、開所曜日、時間は記載のとおりである。給食については、自園調理で、3歳児の進級先となる連携施設については、そらまめ保育園かなでの杜となる。なお、これらの記載事項については、認可基準を満たすものとなっている。最後に保育方針については、子どもたちの一生をささえる《元気な根っこ》を育てよう！を保育理念とし、愛情をもって一人ひとりに寄り添い、個性を大切にする保育を掲げている。保育目標につきましては、元気な心と体をつ

	<p>くるなど、記載のとおりとなっている。</p> <p>これら保育所の認可についての担当部の見解であるが、開設されることは本市の児童福祉の向上に寄与し、本市の課題である待機児童対策にもつながるものと捉えている。説明は以上である。</p>
高橋委員	<p>2つ目の保育園は、定員に対して保育士の数が少ないと感じたが、0歳児・1歳児・2歳児の数によって少なくとも大丈夫なのか。また、1番最初に説明をされた保育園の3歳児の進級先がブレイメン津田沼保育園となっているが、これは必ずここに入れるということか。他の保育園もそうだが、進級先が記載されているのは、必ず入れるということか。以上2点を説明してほしい。</p>
佐々木子ども政策課長	<p>まず保育士の配置であるが、今回、小規模保育事業所A型ということでの開園ということで、保育士の配置基準というものがあり、0歳児が3対1、1歳児・2歳児は6対1となっており、それに1名の保育従事者を加えた数を認可基準としているので、これに合わせた形での設置となっている。そして連携先であるが、これから協定は結んでいくのだが、これは連携協定というものを結ぶので、3歳児以降は必ず連携先の保育園に行けることになる。これについては、習志野市は入園前から連携先の保証をしているので、他市と比べて保護者も安心してお任せいただけるのではないかと思います。</p>
豊崎委員	<p>これは質問とお願いになるが、新たに学校や保育所が開設されるときに、必ず嘱託医の問題が出てくる。今回嘱託医が1名ずつということになっているが、既に決まっているのか。</p>
佐々木子ども政策課長	<p>事業者からは嘱託医をどこに依頼するかはあがってきている。資料がなくて詳細は確認できないが決まっている。</p>
豊崎委員	<p>決まっているならば問題ない。直前の依頼であると、医師会においても調整が難しい場合があるので質問した。</p>
海寶会長	<p>決まった場合は嘱託医の方には何か書類が行くのか。</p>
小澤子ども部長	<p>私立の施設については、施設の考えもあるので、直接病院に伺ってお願いするところもあれば、法人で連携先を持っているところもある。基本的には法人にお願いしている。</p>
豊崎委員	<p>ケースバイケースだと思われる。医師会に依頼に来る場合と、その法人で既に嘱託医も用意している場合があるが、直接医師会に依頼に来る場合、結構ぎりぎりに来る時がある。今対応している医師の数はそれなりにいるが、0歳児</p>

	<p>や1歳児など小さい子どもが対象となる場合は、やはり小児科医になる。最近では小児科医の新たな会員も増えてはいるが絶対数が少なく、1人の小児科医が7箇所や8箇所掛け持ちするケースもあるので、事前に調整できればと思い、質問させていただいた。</p>
阿部委員	<p>公募による小規模保育事業所の設置において、運営事業者を公募したところ複数の事業者の応募があったとのことだが、どのくらいの事業者から応募があったのか。数が知りたい。</p>
佐々木こども政策課長	<p>今回、第一中学校区と第五中学校区と2つのエリアで公募をかけた。まず第一中学校区については、2つの事業者から応募があり、1つの事業者を選定した。第五中学校区については、3つの事業者から応募があり、そのうちから1つの事業者を選定した。ただ、今回2つ整備しているのはどちらも第一中学校区となる。第五中学校区については、なかなか物件が見つからない部分があるため、隣接学区の第一中学校区も含めた提案ということで募集をさせていただき、最終的には第一中学校区で応募してきたところが採用となった。</p>
海寶会長	<p>その他にご意見・ご質問がないようなので、このあたりにとどめる。</p> <p>私から1つ申し上げるが、先般、子どもの移動について、交通事故等で怪我をされることがある。特にイオンモールの中や屋外の移動については十分注意していただき、そういった事故や事件のないようお願いしたく、保育事業者にもお伝え願いたい。</p> <p>協議事項の内容については、御理解いただいたということで承認してよろしいか。担当課には以上の点を踏まえて調整をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">異議なし</span></p>
北田ひまわり発達センター所長	<p>日程第5 報告(1) ライフサポートファイルの運用開始について</p> <p>ひまわり発達相談センターは平成29年4月より、健康福祉部からこども部へ移管となった。今回説明のあった、子ども・子育て支援事業計画(案)の中の重点事業の中に、「発達支援の充実」ということで入れさせていただいている。発達支援の充実には様々な方策があるが、その一つが今から説明する、新しく運用を開始するライフサポートファイルである。</p> <p>実施主体であるひまわり発達相談センターでは、令和2年4月よりライフサポートファイルの運用を開始する。</p> <p>1. ライフサポートファイルとは、国や県が推奨しているもので、成長・発達に課題のある子どもが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく、適切な支援を受けられるように子どもの成育歴や受けてきた支援内容などを記録し管理できるファイルである。</p>

赤い点線内をご覧ください。本市はこれまで他市に先駆け、乳幼児個別支援計画・個別の教育支援計画、いわゆる個別支援計画に取り組んできたが、義務教育終了後、成人期までを見据えた継続的な運用と効果的な連携方法が課題となっていた。この課題解決のため、ライフサポートファイルという情報共有を可能とするツールを運用し、乳幼児期から成人期に至るまで、子どもと保護者、そして様々な支援者をつなげることを検討した。

2. 情報の内容と関係機関との共有とのところで、1の赤い点線のところを辿り、2をご覧ください。医療・保健・福祉・教育と保育所・幼稚園等から中学校までの情報共有は、既存の就学前の乳幼児個別支援計画と小中学校の個別の教育支援計画により、今までも行っている。新たなライフサポートファイルの運用により、保育所・幼稚園等から小中学校、これらの前後の情報共有を図り、下の図にあるようにライフステージの乳幼児期から成人期に至るまで、子どもと保護者、そして様々な支援者をつなげることを考えている。ファイルされる情報は、健康診断の記録や、病気をした時の記録、医師の診断内容、乳幼児期から学校卒業までに作成される個別支援計画、放課後の各種サービスの記録の他、子どもに関する様々な情報、さらには就労のための支援経過等である。これらは、医療・保健・福祉・教育・就労にわたるものであり、このファイルを保護者または本人が主体となって活用し、関係機関と共有することで、保護者や本人と支援者が同じ目線・方向性をもって、成長・発達を支援することが可能となる。また、これまで環境が変わる度に何度も同じ内容を伝えなければならなかった、保護者の負担や、支援機関における情報収集のための初回面談等の事務的負担の軽減にもつながる。

めくっていただき、3、ライフサポートファイルの構成ということであるが、私の方でライフサポートファイルの実物としてこの黄色いファイルを準備している。実物はこのようなファイルであり、このファイルの中に乳幼児期から中学生までの記録や青年期の記録という仕切りのような表紙を入れて、ファイリングしてまとめていくこととなる。またファイリングすることを基本とするが、その他情報を整理する書式も作成準備している。

①お誕生の頃の記録とあるが、子どもの成長や様子などを記録し、思い出ブックとして作成し始めることを目指す。②乳幼児期から中学生までの記録、この部分は平成20年度から取り組んでいる乳幼児個別支援計画と平成25年より小中学校で取り組んでいる個別の教育支援計画を、この年代の他の情報も含めて綴っていく。個別の支援計画を作成していないときは、他の書式を作成し、情報をファイルすることで対応する。③青年期、この年代以降は義務教育も終了し、子ども本人の意思も強くなり、尊重しなければならない年代となる。自分を紹介できるプロフィールの書式を準備した。また高校卒業後、就職する方もいるので、高校在学中の相談の記録、高校卒業への引継ぎのための書類を準備し、情報共有や連携に備える書式も準備した。④成人期の記録は、自分の得意・不得意、希望する仕事、資格・免許など、就労に向けて記入できる書式や、社会人として規則正しいスケジュール、趣味・余暇の過ごし方をまとめられるようにしている。⑤なんでもポケットは、準備した書式にはない、重要であるがすぐに必要ではない書類や、後でまとめたり、とりあえず保管したりす

	<p>る情報を入れる場所、いわゆるポケットである。しまいなくすことを防ぐ。ふとした時に役立つかもしれない、気になった情報を何でも入れることができる。また、子どもや保護者を支援してくれる人や味方になってくれる人をネットワークとして記入できる書式を準備した。こちらがファイルの構成である。</p> <p>4. 習志野市ホームページからの書式のダウンロードについて。ライフサポートファイルは関係機関に配布をする他、希望者が自らファイルを準備できるよう、令和2年4月から、書式もホームページよりダウンロードできるようにする。</p> <p>5. 個人情報の保護について。「ライフサポートファイル」は、情報の共有によって、よりよい生活に繋がることを願い作られたものである。個人情報が多く含まれているため、慎重な取り扱いを関係機関に周知し、御本人や保護者が許可した関係機関だけが閲覧可能となることを周知徹底する。</p> <p>6. 問い合わせ先はひまわり発達相談センターである。</p> <p>7. 今後のスケジュール予定であるが、以下の記載のスケジュールで、ファイルの有効的な活用を推進するために、保護者や関係機関に対する学習会など、定着に向けた取り組みを実施し、一人ひとりの子どもが安心して生活できる重要なツールとなるよう長期的な運用に取り組んでいく。</p> <p>8. 連携機関は、記載のとおりである。</p> <p>9. 終わりに、今後も一人ひとりの子どもが自分らしく成長できるように、関係各部署が連携し丁寧な支援が可能となるよう、ライフサポートファイルの周知の徹底及び活用の推進に努めていく。令和2年度はスタートの年であるので、1年をかけて、まずは多くの方に知ってもらえるように周知の徹底にも力を入れていく。説明は以上である。</p>
伊東(く)委員	<p>近年、成人して20歳を超えた段階で発達障害が発覚する方がいるが、そういった方たちには、このファイルはどのように活用していくのか。</p>
北田ひまわり 発達相談センター 所長	<p>ライフサポートファイルは乳幼児期から成人期に至るまで使えるように考えている。成人期の方については、配布先として障がい福祉課にもファイルを預ける予定なので、そちらで説明いただき、ファイルの使用開始となる。</p>
伊藤(く)委員	<p>そういう場合は、手帳の更新手続きの際等にももらうことは可能か。</p>
北田ひまわり 発達相談センター 所長	<p>ライフサポートファイルは、成人期に至るまで、就職や施設入所、B型就労等のところまでにつながるようということ想定していたので、具体的な紹介方法はこれから検討していかなければならないかと思う。今の質問に関しては準備がなく申し訳ない。</p>
伊東(く)委員	<p>成人してから発達障害がわかる子どもも多く、ニートにつながっていることもあるので、そのあたりも今後検討していただきたい。</p>



高橋委員	説明を聞いてとても良いと感じたが、これは習志野市独自の制度なのか。それとも近隣市も実施しているのか。
北田ひまわり 発達相談センター 所長	ライフサポートファイル自体は、各市町村がそれぞれの地域に応じて書式を揃えて行っている。様々検討した結果、なるべく保護者の負担が少ない形式の書式で、習志野市ではこのようなファイルとした。
豊崎委員	このファイルの記載をどのようにしていくかという点で、保護者の記載の負担の軽減ということだが、我々医療関係でもこのようなファイルで情報伝達をしている。記載の方法や記載の主体が誰であるか、そういったものによってはこのファイルの運用の仕方が違ってくると思う。また記載方法や、色々な機関が記載するような説明があるが、それが滞りなくうまく進めていけるのか。後は本人や家族が記載するようなどころもあるので、そのあたりの記載がちゃんとされているかの確認はどのような形になるのか。
北田ひまわり 発達相談センター 所長	記載する人は誰か、確認はどうするのかということであるが、ライフサポートファイルの記入や管理に関しては、あくまでも本人や保護者の方となるので、他の方が記載するという事はない。書けているかということに関しては、情報共有をする中で、施設入所などの場合に、このファイルがあれば施設や保護者が同じことを何度も聞くことがなくなり、そういう情報の束にするためにも、それぞれの年代の時に、この情報を支援者と保護者、または本人で確認し合っ、足りない分があれば記載するようにすれば良い。書くことが負担だという方もたくさんいると思うので、各年代の資料を綴ることをまずは基本としていこうと考えている。
豊崎委員	例えば何らかの支援をしたときに、支援した側の記載欄はないのか。
小澤こども 部長	少し補足させていただくと、基本的な出生の状況や発達に課題がある部分の主訴になる要素は保護者の方に記載をしていただくが、それぞれのステージの中で関係部局が関わるので、関わった部局ごとにそのお子さんにとって必要な情報を提示させていただき、コピーして綴じていただく形になる。そのため、個別支援計画や教育支援計画についても、関係機関が記載したものを保護者に提供し、そのコピーをこのファイルに綴じることになるので、保護者が記載し続けなければならないということは、極力ないようにしている。そして保護者自身に課題がある方も多くいるので、記載が難しい場合については、関わった部局ごとに支援を行い、一緒に記載を行うという手立ても必要だと考えている。
豊崎委員	そうすると情報も正確になるので、次に利用するときに助かると思われる。ぜひお願いしたい。

海寶会長	このファイルの所有は本人か。コピーはひまわり発達相談センターが所有・管理するのか。
北田ひまわり 発達相談センター 所長	このライフサポートファイルが原本であり、所有・管理は本人や保護者である。複製をひまわり発達相談センターが所有するという事ではない。
小澤こども 部長	<p>ステージごとに関わる関係機関が変わるので、関わった関係機関は、その機関内で支援した内容や記録等については、関係機関が保存する。保存年限については現在調整中であるが、出来るだけ同じ保存年限とし、保護者や本人が後々失くしてしまったりコピーが必要ということがあったりしたときに対応ができるように、連携をとる必要があると考えている。基本的には保護者または本人がこのファイルをしっかり保存していただき、必要なものをここにすべて綴じていただく。ひまわり発達相談センターがこのすべてを保存することは難しいので、保護者の方に責任を持って管理していただきたいと考えているが、関係機関に情報をすべて共有し、支援を共有することによって、保護者が困らないようにしていきたい。</p>
海寶会長	<p>これからスタートすることなので、色々とも問題も出てくるとは思うが、発達に障害がある方たちのために、こういった自分の経歴書のようなものを確保しておけば何かの時に役に立つということであると思う。様々な過程で問題が出てくるとは思うが、まず本人の意思を尊重しながら、良い方向に進むように運用していただけるとよい。</p>
菅原健康福祉 部長	<p>日程第6 その他（事務連絡等）</p> <p>健康福祉部長の私から一言ご挨拶申し上げたい。本日はご多用の中、本審議会に出席いただき、また日頃からそれぞれの立場で市民のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。今回3件の計画についてご審議いただいたところであるが、それぞれの計画はかなりボリュームがあり、大変な苦労をおかけした中で、委員の皆様方には細部にわたって計画に目を通していただき、貴重なご意見をいただいたことに改めて感謝申し上げます。行政として、こちらの計画は今後策定という形になるが、計画が出来て終わりということではなく、今後は計画に基づいて各種施策に取り組み、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>今後においても、委員の皆様には行政に対してご指導をお願いしたい。簡単ではあるが挨拶とさせていただきます。</p>
大竹健康福祉 政策課長	引き続き、事務局より連絡させていただく。今年度の福祉問題審議会は今回で最後になる。来年度、4月以降については、庁内で議題等を取りまとめ、またご審議をお願いしたい。今回ご審議いただいた3つの計画については、先程

審議会の中で答申書について協議いただいたものについて、海寶会長から宮本市長へ答申書の手交を予定していることをご報告申し上げます。

閉 会